

報告事項ケ

県指定天然記念物の毀損について

県指定天然記念物の毀損について、別紙のとおり報告します。

平成26年3月21日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

県指定天然記念物の毀損について

平成26年3月21日
文 化 財 課

県指定天然記念物「マテバシイの北限地帯（^{ちこうじ}智光寺の樹叢）」（琴浦町赤碕）が無断伐採により毀損しましたので、報告します。

1 毀損した天然記念物の名称等

- (1) 名 称：マテバシイの北限地帯（智光寺の樹叢）〔平成元年4月18日指定〕
- (2) 所有者：智光寺
- (3) 場 所：東伯郡琴浦町大字赤碕（智光寺内）

2 天然記念物毀損の経緯と状況

- (1) 経緯
 - ・鳥取県文化財保護指導員からの巡視報告（2/13）により、智光寺内の樹木が伐採され、マテバシイも伐採されていることが判明。
 - ・県及び町の担当職員、町指定当時の専門調査員で現地調査（2/21, 25）を行い、マテバシイが伐採されていることを確認。
- (2) 毀損状況
 - ・指定範囲1362㎡地内の樹叢のうち、切り株でマテバシイと思われるものは23本。なお、マテバシイは成木8本、幼樹4本が残っていることを確認。
- (3) 毀損原因
 - ・指定地内の樹木によりお寺の屋根が破損したこと、樹叢内の樹木や竹の維持管理が大変であったことから、マテバシイのみを残せば良いと思い伐採されたもの。
 - ・ご住職（所有者）は天然記念物の認識はあったが、伐採を行う時の手続きは承知されていなかったもの。

3 今後の対応

- ・所有者に対し、厳重注意と天然記念物保護に関する制度等の説明を行った。
- ・再発防止に向け、県内市町村教育委員会及び所有者・管理者に対し、記念物保護の取扱いについて通知を行った。併せて、天然記念物の管理状況等に関する緊急点検を実施中。
- ・樹叢回復も含めた対応策について、専門家の指導のもとに取り組む。

【マテバシイの北限地帯（智光寺の樹叢）】

マテバシイは、ブナ科の暖地生常緑広葉樹で、主に関東以南の太平洋側の低地に分布している。智光寺境内のマテバシイは、樹高が20mに達する十数本の成木のほか、多数の幼樹、稚樹が確認され、群落として安定していた。

これは、この付近の海岸が日本海にやや突出し、対馬暖流の影響で冬季も比較的暖かい場所であることによるものと考えられ島根県日御碕付近とともに自生の北限とされ、希少種として大切に保護されていた。さらに、高木層のタブノキやエノキ、亜高木のマテバシイやヤブツバキ、低木層のアオキ等が安定した極相林を構成しており、高い自然性を擁していた。



【毀損の状況】

